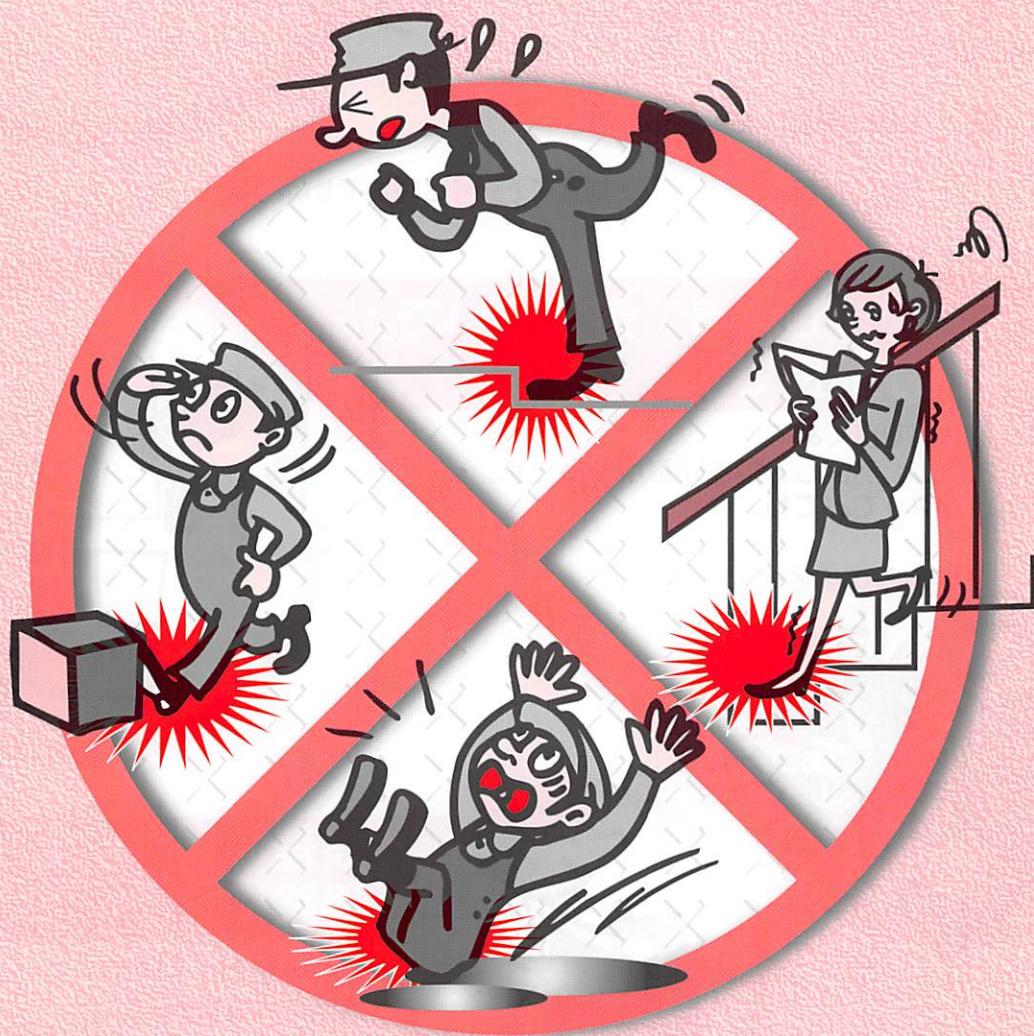


ころばないで!

～つまずき、すべりによる転倒災害を防止しましょう～



転倒による労働災害は、全業種で発生しています。「転倒災害」は、毎年300件以上発生しています。しかも、骨折等により治癒までに長期間の休業を要しています。

「転倒しない!」「転倒させない!」ようにしましょう。
足元環境を見直しましょう!

福島労働局・各労働基準監督署

整理・整頓・清掃・清潔に努めましょう。

整 理：必要でない物を捨てること。
(Seiri)

整 頓：物の置き場所を決めておくこと。
(Seiton)

清 掃：掃除してきれいにすること。
(Seisou)

清 潔：汚れないように保つこと。
(Seiketsu)

習 慣：(良い習慣) またはしつけ。
(Shukan)

を加えて**5S**と呼んでいます。



前を良く見ましょう。走らないで。 指差呼称が最良です。

慌てたりしないで良くみて。
右良し。左良し。前良し。指差呼称が一番です。
(声を出してやってみてね。)



段差の無い安全な作業床、 通路にしましょう。

通路は白線等で表示する。
通路に物を置かない。
通路は凸凹がなく、段差をなくす。
屋外もマット等を活用して凍結していない
通路を確保する。

床にこぼれた水等は、 すぐに拭き取りましょう。

水・油等をこぼさない工夫が必要です。
こぼしたら速やかに拭き取りましょう。
清掃は通路を半分に分けて実施し、濡れて
いる場所は通行禁止にしましょう。





作業に適した履物にしましょう。

凍結、雪道にはゴム長靴が適当か。
重量物の取り扱いは、安全靴だよ。
高所の場合は、地下足袋かな。



階段を下りる時は、手摺りにつかまって下りましょう。

災害は下りる時に大部分が発生しています。
踏面端は、目立つ色にし、見落としが無いように
照明を明るくしましょう。
急がないで、手摺りを使用しましょう。

安全ルールを守りましょう。

安全のルールを守るとルールに守られるんだって。
安全を最優先する気風づくりに取り組みましょう。



リスクアセスメント、ヒヤリ・ハット 防止活動に取り組みましょう。

リスクアセスメント：災害の危険性を把握し、設備等を改善し、危険性を下げる。

ヒヤリ・ハット：危なかったな。ヒヤーッとした。ハッとした。

危機一髪だったことが2度と起きないように対策を立てましょう。

[リスクアセスメントの手順]



作業毎に危険性・有害性を
特定する



リスクの見積り



取組の優先度とリスク
低減措置の検討



優先度に対応した
リスク低減措置の実施

あなたの職場をチェックしてください。

転倒災害防止のためのチェックシート

項目	✓
床や通路に障害物が放置されていませんか。	
こぼれた液体や固体物を直ちに除去していますか。	
通路が濡れている、仮置きするなどの場合、柵や警告表示、周知をしていますか。	
段差のある個所には標識などの注意喚起をしていますか。	
作業床、通路材質は、水濡れ、凍結時に滑りにくいものとなっていますか。	
階段の踏み面の広さ、段差、勾配、手すり、滑り止めなどは適切ですか。	
階段の手摺を使用していますか。	
安全に移動できるように十分な照度が確保されていますか。	
むやみに走っていませんか。	
手荷物を持ち過ぎていませんか。	
台車などに積み過ぎになっていますか。	
通路の角、階段、段差のある個所などでは指差呼称などをしていますか。	
履物は、作業、歩行に適したものとなっていますか。	
整理・整頓・清掃・清潔に取り組んでいますか。	
ヒヤリ・ハット情報を有効に活用し、対策、周知をしていますか。	
危険予知活動、ヒヤリ・ハット撲滅運動に取り組んでいますか。	
通路、階段を職場点検、巡視の対象としていますか。	
通路、階段などの危険・有害要因の特定及びリスクアセスメントによる評価・改善を継続的にしていますか。	

通路・作業場の床面に関する労働安全衛生規則（抜粋）

（通路）

第540条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

（通路の照明）

第541条 事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。

（屋内に設ける通路）

第542条 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 用途に応じた幅を有すること。
- 二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 三 通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないこと。

（作業場の床面）

第544条 事業者は、作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。